

計画等の案の概要

名 称	静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正		
公表するもの	静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正の概要		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和7年4月28日(月)～令和7年5月15日(木)
	無		
担当課等名	健康福祉部健康局健康増進課地域支援班		電話番号 054-221-2975
総合計画における位置づけ	2 安心して暮らせる医療・福祉の充実 2-1 医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸 2-1-4 生涯を通じた健康づくり		
審議会等の名称	—		
1 趣旨 令和6年に、静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理について必要な事項を定めるため、「静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例」を制定しました。 このたび、施設利用者の利便性の向上を図るため、「静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例」の一部を改正することを検討しています。			
2 骨子 (1) 改正内容 健康福祉交流プラザにおける利用料金を還付することができる時期について、現行の15日前から8日前に変更します。 (2) 施行期日 令和7年9月1日を予定しています。			